

# 水道料金の改定のお知らせ

村では、水道事業経営の安定のため水道料金の改定を5年間かけて行うこととしました。令和8年5月支払分(4月検針分)からの改定になります。

## いくらになる？ 改定前・改定後の水道料金の比較

(1か月あたり：税込み)

	口径	現行	R8改定	R9改定	R10改定	R11改定	R12改定
基本料金	13mm	1518円	1537.8円	1557.6円	1577.4円	1597.2円	1617円
	20mm	2981円	3044.8円	3108.6円	3172.4円	3236.2円	3300円
	25mm	4510円	4598円	4686円	4774円	4862円	4950円
	30mm	6578円	6802.4円	7026.8円	7251.2円	7475.6円	7700円
	40mm	9020円	9306円	9592円	9878円	10164円	10450円
	50mm	14960円	15268円	15576円	15884円	16192円	16500円

※基本料金：使用水量0～8m<sup>3</sup>まで

	使用水量	現行	R8改定	R9改定	R10改定	R11改定	R12改定
従量料金	9～30m <sup>3</sup>	168.3円	180.4円	192.5円	204.6円	217.8円	231円
	31～100m <sup>3</sup>	198円	211.2円	224.4円	237.6円	250.8円	264円
	101m <sup>3</sup> 以上	231円	244.2円	257.4円	270.6円	283.8円	297円

※従量料金：基本料金超過分(1m<sup>3</sup>あたり)

- ・使用者への負担に配慮して令和8年度から令和12年度へ5年間かけて段階的に改定します。
- ・一般家庭で月々の使用料金が基本料金内の場合は5年間かけて約100円の値上げになります。

## いつから変わる？ 改定までのスケジュール

	3月	4月	5月	6月
検針期間	3月20日～ 3月31日	4月20日～ 4月30日	5月20日～ 5月31日	
支払月		4月 支払分	5月 支払分	6月 支払分
	改定前料金		改定後料金	

(例)

3月25日に検針した分(3月使用分)が4月の支払分(改定前料金)になります。  
4月25日に検針した分(4月使用分)が5月の支払分(改定後料金)になります。

将来も安定して水道水を供給できるよう  
ご理解とご協力をお願い申し上げます。

